別表提供先一覧 ①法令上の根拠:番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表

	①法令上の根拠:番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表			
	提供先	表の項番	②提供先における用途	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲
1	厚生労働大臣	1	健康保険法(大正十一年法律第七十号)第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって主務省令で定められた用途	健康保険法(大正十一年法律第七十号)第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
2	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務で あって主務省令で定められた用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務で あって主務省令で定められた範囲に該当する者
3	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務で あって主務省令で定められた用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務で あって主務省令で定められた範囲に該当する者
4	総務大臣又は都道府県知事	4		恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。第六条において同じ。)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
5	厚生労働大臣	5	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大 臣が行うこととされた船員保険に関する事務であっ て主務省令で定められた用途	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大 臣が行うこととされた船員保険に関する事務であっ て主務省令で定められた範囲に該当する者
6	全国健康保険協会	7	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。) 附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
7	都道府県知事	11	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費者しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
8	都道府県知事	13	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給 に関する事務であって主務省令で定められた用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給 に関する事務であって主務省令で定められた範囲に 該当する者
9	市町村長	15	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児 通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談 支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の 支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務で あって主務省令で定められた用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児 通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談 支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の 支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務で あって主務省令で定められた範囲に該当する者
10	都道府県知事又は市町村長	20	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収 に関する事務であって主務省令で定められた用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収 に関する事務であって主務省令で定められた範囲に 該当する者
11	市町村長	28	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
12	市町村長	37	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害 者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に 関する事務であって主務省令で定められた用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害 者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に 関する事務であって主務省令で定められた範囲に該 当する者
13	都道府県知事	39	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による 入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主 務省令で定められた用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による 入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主 務省令で定められた範囲に該当する者
14	都道府県知事等	42	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金 の徴収に関する事務であって主務省令で定められた 用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた 範囲に該当する者
15	市町村長	48	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境 譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)に よる地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事 務であって主務省令で定められた範囲に該当する者

	提供先	表の項番	②提供先における用途	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲
16	都道府県知事	49	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
17	公営住宅法(昭和二十六年 法律第百九十三号)第二条 第十六号に規定する事業主 体である都道府県知事又は 市町村長	53	定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。)	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
18	日本私立学校振興·共済事 業団	57	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金で ある給付の支給に関する事務であって主務省令で 定められた用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金で ある給付の支給に関する事務であって主務省令で 定められた範囲に該当する者
19	厚生労働大臣又は共済組合 等	58	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一 時金の支給に関する事務であって主務省令で定め られた用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
20	文部科学大臣又は都道府県 教育委員会	59	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
21	都道府県教育委員会又は市 町村教育委員会	63	学校保健安全法による医療に要する費用について の援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	学校保健安全法による医療に要する費用について の援助に関する事務であって主務省令で定められた 範囲に該当する者
22	国家公務員共済組合	65	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
23	国家公務員共済組合連合会	66	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合 法の長期給付に関する施行法昭和三十三年法律 第百二十九号)による年金である給付の支給に関す る事務であって主務省令で定められた用途	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合 法の長期給付に関する施行法昭和三十三年法律 第百二十九号による年金である給付の支給に関す る事務であって主務省令で定められた範囲に該当す る者
24	市町村長又は国民健康保険 組合	69	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた 用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた 範囲に該当する者
25	厚生労働大臣	73	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の 支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その 他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で 定められた用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の 支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その 他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で 定められた範囲に該当する者
26	市町村長	75	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害 者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に 関する事務であって主務省令で定められた用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
27	宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	76	に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
28	都道府県知事等	81	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
29	地方公務員共済組合	83	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に 関する事務であって主務省令で定められた用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に 関する事務であって主務省令で定められた範囲に該 当する者
30	地方公務員共済組合又は全 国市町村職員共済組合連合 会	84	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
31	市町村長	86	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた用途	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者

	提供先	表の項番	②提供先における用途	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲
32	市町村長	87	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
33	都道府県知事	88	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額 の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主 務省令で定められた用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額 の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主 務省令で定められた範囲に該当する者
34	都道府県知事又は市町村長	89	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で 定められた用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
35	都道府県知事等	90	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支 給に関する事務であって主務省令で定められた用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支 給に関する事務であって主務省令で定められた範囲 に該当する者
36	厚生労働大臣又は都道府県 知事	91	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
37	都道府県知事等	92	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
38	市町村長	96	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
39	厚生労働大臣又は都道府県 知事	98	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安 定及び職業生活の充実等に関する法律による職業 転換給付金の支給に関する事務であって主務省令 で定められた用途	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安 定及び職業生活の充実等に関する法律による職業 転換給付金の支給に関する事務であって主務省令 で定められた範囲に該当する者
40	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	106	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給 に関する事務であって主務省令で定められた用途	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給 に関する事務であって主務省令で定められた範囲に 該当する者
41	市町村長	108	災害 中慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年 法律第八十二号)による災害 中慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた用途	災害 中慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年 法律第八十二号)による災害 中慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
42	後期高齢者医療広域連合	115	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢 者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 であって主務省令で定められた用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢 者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 であって主務省令で定められた範囲に該当する者
43	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	124	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
44	都道府県知事等	125	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
45	厚生労働大臣	129	法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」 という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金 保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金	という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金

	提供先	表の項番	②提供先における用途	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲
46	平成八年法律第八十二号附 則第三十二条第二項に規定 する存続組合又は平成八年 法律第八十二号附則第四十 八条第一項に規定する指定 基金	130	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
47	市町村長	132	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主 務省令で定められた範囲に該当する者
48	都道府県知事又は保健所を 設置する市(特別区を含む。) の長	137	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の 負担又は療養費の支給に関する事務であって主務 省令で定められた用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
49	厚生労働大臣	138	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
50	独立行政法人農業者年金基金	140	独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律 第百二十七号)による農業者年金事業の給付の支給 若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則 第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農 業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法 の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九 号。第百四十二条において「平成十三年農業者年金 改正法」という。)による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号。第百四十二条において「平成十三年農業者年金基金法」という。)者しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)による改正前の農業 者年金基金法(第百四十二条において「平成二年改 正前農業者年金基金法」という。)による給付の支給 に関する事務であって主務省令で定められた用途	独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年農業者年金と改正前の農業者年金との工作、日本のでは、日本のは、日本のでは、日本のは、日本のでは、日本のは、日本のでは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の
51	独立行政法人日本学生支援 機構	141	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定められた用途	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
52	厚生労働大臣	142	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
53	都道府県知事又は市町村長	144	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域 生活支援事業の実施に関する事務であって主務省 令で定められた用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
54	総務大臣	147	国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
55	文部科学大臣、都道府県知 事又は都道府県教育委員会	151	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成 ニ十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に 関する事務であって主務省令で定められた用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成 二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に 関する事務であって主務省令で定められた範囲に該 当する者
56	厚生労働大臣	152	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援 に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)によ る職業訓練受講給付金の支給に関する事務であっ て主務省令で定められた用途	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援 に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)によ る職業訓練受講給付金の支給に関する事務であっ て主務省令で定められた範囲に該当する者

	提供先	表の項番	②提供先における用途	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲
57	市町村長		育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
58	厚生労働大臣	156	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による 年金生活者支援給付金の支給に関する事務であっ て主務省令で定められた用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による 年金生活者支援給付金の支給に関する事務であっ て主務省令で定められた範囲に該当する者
59	都道府県知事	158	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で 定められた用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者